特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山口市は、生活保護関係事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響 を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を 遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減さ せるために適切な措置を講ずることにより、もって個人のプライバシー等の 権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	生活保護関係事務				
②事務の概要	【事務の概要】 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・ 医療・介護扶助等の保護を行う。 ※生活に困窮する外国人を含む 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務				
	なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ④医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 (2)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 上記(2)~(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託				
③システムの名称	福祉総合システムふれあい(生活保護システム)、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
生活保護情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 ・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例				
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(情報照会の根拠)・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項・番号法第19条第9号及び番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	山口市健康福祉部地域福祉課				
②所属長の役職名	地域福祉課長				
6. 他の評価実施機関					

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

山口市総合政策部広報広聴課市民相談室 〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2886 請求先

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

山口市健康福祉部地域福祉課 〒753-0079 山口県亀山町2番1号 電話 083-934-2790 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か		15年3月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		15年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及び 3)基礎項目評価書及び				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全耳	頃目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	С	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監				
9. 従業者に対する教育・唇	外								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_② 事務の概要	事務で取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保備を対して、番号サーバー及び基準機関はあい日本を企りて情報の紹会と提	【事務の概要】 生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 ※生活に困窮する外国人を含む 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律におけるに関するを認めている。)及び山口市行政手続に利用及びによいう。)及び山口市行政手続に利用及びはいた、自動をで取り扱う。の提供に関する条例の規り、定及び実施に関する事務の提供による保護に要する費用の返還を活保護法による保護に要する費用の返還と活保護法による保護に要する費用の返還とは徴収をの徴収に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー会と提供を行う。	事後	
平成27年12月25日	I 関連情報_3. 個人番号の 利用_法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の15の項	・番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 ・山口市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	I 関連情報_4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携_②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、 14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、 62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、 120の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び別表第二の26の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項・番号法第19条第14号及び番号法第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成27年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目_1. 対 象人数_いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成27年10月1日 時点	事後	
平成27年12月25日	Ⅱ しきい値判断項目_2. 取 扱者数_いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成27年10月1日 時点	事後	
平成28年7月1日	I 関連情報_5. 評価実施機 関における担当部署_②所属 長	課長 杉山 敏之	課長 藤井 英樹	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携_②法令上の根拠	(情報照会の根拠) (略) ・番号法第19条第14号及び番号法第19条第14 号に基づき同条第7号に準ずるものとして定め る特定個人情報の提供に関する規則 (略)	(情報照会の根拠) (略) ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく特定個人情報の提供に関する規則 (略)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機 関における担当部署_①部署	山口市健康福祉部社会課	山口市健康福祉部地域福祉課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	I 関連情報_5. 評価実施機 関における担当部署_②所属 長	課長藤井英樹	地域福祉課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 8. 特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 問合せ	山口市健康福祉部社会課 〒753-0079 山口県亀山町2番1号 電話 083-934-2790	山口市健康福祉部地域福祉課 〒753-0079 山口県亀山町2番1号 電話 083-934-2790	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断_1.対象人 数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断_2. 取扱者 数_いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	<新規>	評価書のとおり	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_② 事務の概要	【事務の概要】 (省略) ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	【事務の概要】 (省略) ③生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 ④医療扶助のオンライン資格確認に関する事務 (1)生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 (3)医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 (4)医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等上記(2)~(4)は社会保険診療報酬支払基金に委託	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月31日	I 関連情報_1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務_③システムの名称	福祉総合システムふれあい(生活保護システ	福祉総合システムふれあい(生活保護システム)、統合宛名システム、中間サーバー、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー	事前	
令和5年3月31日		53、54、61、 62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、 120の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の26の項 ・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号 に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・山口市行政手続における特定の個人を識別す	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項(情報照会の根拠)・番号法第19条第8号及び別表第二の26の項・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則・山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断_1. 対象人 数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	
令和5年3月31日	Ⅱ しきい値判断_2. 取扱者 数_いつの時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事前	